

ばんくまん

4月15日

国立女性教育会館
女性教育情報センター

2004年6月

No.236

<事務局>

〒

津田尚美方

TE

<編集>池田玲子

長崎県男女共同参画室の2004年度人事異動で 「正職員の女性はゼロ！」 これに対して、私たちは怒りの声をあげました。

2004年5月10日

長崎県知事 金子 原二郎 様

長崎県男女共同参画室の人事に関する要請書

知事におかれましてはかねてより長崎県における男女共同参画の推進にむけて御努力されておられることに感謝いたします。また、長崎県男女共同参画推進条例施行3年目を迎えるにあたり、国の基本方針の重要事項である男女共同参画社会の実現に向けていっそうのご尽力を傾けられていることに私たち女性は熱い期待を寄せております。

さて、今年2004年度の県民生活環境部男女共同参画室の新人事を知り、私たちは驚愕の念を禁じ得ませんでした。男女共同参画室の新しい人事態勢が室長をはじめ職員3名がすべて男性のみで構成されており女性職員は皆無です。男女が平等に協力していくける社会を作ることを目的として設置された機関の職員が、どうして男性だけで構成されたのでしょうか。

長崎県において、女性が置かれている立場は決して平等ではないことは種々のデータが示しています。例えば県の各種審議会における女性の割合は県の目標30%に対して未だ19.4%、県下市町村においても30%に達しているのは7町村に過ぎず、男女共同参画条例の制定もわずか2市町に留まっている状況です。

今、さまざまな立場にある女性の声を聞き、積極的な社会参加を促す地道で根気強い行政の対応が望まれている時期であります。それにもかかわらず、今回の県の人事配置は、女性の心からの願いや要求を県の行政がどれだけ理解しているのだろうかと疑問を抱かざるを得ないのです。女性を奮い立たせるためにも、長崎県の行政機関の重要な場に複数の女性の配置は不可欠であると考えます。

全国各県の条例をみると、積極的改善措置として「行政、教育機関職員への女性の積極的登用」が目立ちます。つまり、民間よりも対応しやすい行政がまずお手本を示していくという意気込みがしめされているわけです。長崎県の条例が全国の中で早い時期に制定されたとしても、実質的な県の対応が中身を伴わないものであれば絵に描いた餅になることを私たちは危惧していました。今回の人事配置がまさしくその象徴であり、県下の男女共同参画事業を推進していくべき長崎県の姿勢は厳しく問わなければならないものです。

早急に人事の再配置をされるよう強く要請いたします。

以下の女性団体が同じ意向であることを表明し、要請書を提出いたします。

記

要請団体名（五十音順）

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 1、I女性会議 ながさき | (代表 森 重子) |
| 2、市川房枝記念会維持員 | (大浦 紘子) |
| 3、女たちの未来議会 | (代表 平野 啓子) |
| 4、「広報させぼ」を読む会 | (代表 宮野由美子、吉木登美子、野口克子) |
| 5、西海ねこじゃらし | (代表 河野 瑞枝) |
| 6、佐世保市退職女性教職員協議会 | (代表 西 敏子) |
| 7、佐世保女性史の会 | (代表 真鍋 貞子) |
| 8、佐世保女性問題連絡会 | (代表 篠崎 年子) |
| 9、佐世保市婦人団体連絡協議会 | (会長 松井千代子) |
| 10、佐世保市連合婦人会 | (会長 松井千代子) |
| 11、「世界女性会議」を学習する会 | (代表 かく くにこ) |
| 12、新日本婦人の会長崎県本部 | (会長 前田 保子) |
| 13、N・WIP(ながさき女性と平和) | (代表 西岡 由香) |
| 14、ジェンダーフリー研究サークル | (代表 小川 靖子) |
| 15、女性議員をふやそう・ながさき | (代表 池田 玲子) |
| 16、大学婦人協会長崎支部 | (支部長 平野啓子) |
| 17、退職女性教職員長崎県連絡協議会 | (会長 元山寿恵子) |
| 18、長崎行政相談委員協議会婦人部会 | (部会長 室塚久江) |
| 19、長崎市退職女性教職員連絡協議会 | (会長 秀島 紀子) |
| 20、長崎女性史研究会 | (代表 山本 芳江) |
| 21、長崎YWCA | (会長 萩西 よう子) |
| 22、BPW ながさき | (代表 西田 栄子) |
| 23、フェミニズム研究会 | (代表 クレメント・ヒームストラ) |
| 24、嵐山会 | (会長 室塚 久江) |
| 25、諫早市議会議員 | (小柳 栄子) |
| 26、西海町女性たちのしゃべり場だべり場の会 | (柳原 智子) |
| 27、ぱってん・うーまんの会 | (事務局 津田 尚美) |

あちらの言い分、こちらの言い分

5月10日午後2:00~3:00まで長崎県生活環境部長室において以上の要請文を携え、7名が参加して要請を致しました。県側の出席者は

長崎県々民生活環境部長 一瀬修治さん、参事監 田村正弘さん、参画室々長 藤枝 彰さん、3名の方の対応でした。このときのやりとりはおおよそ以下のとおりです。

県側：(男性だけとなつたのは)たまたま人事配置です。昨年まで正規の職員が4名(女性2、男性2)であったが、うち女性2名(室長及び係長)が他部署へ配転となつた。で、かわりに1名の男性室長が新規で入り計3名の男性メンバーとなつたのである。

女性側：まだ県内自治体の条例作りが進んでいない。市町村合併が済み次第、強力に働きかけて欲しいが新室長の経歴を聞かせて欲しい。

県側：室長は県立病院課からの配転である。今まで男女共同参画関係部署の経験はない。

女性側：男女共同参画行政が男性ばかりで行われることは問題である。

県側：この部署に必ず女性を配置しなければならないということは如何なものか。県は高所大局から見て適材適所の配置をしていかねばならぬ。

女性側：女性の視点はどう生かすのか。

県側：だから嘱託として女性2人を配置した。

女性側：「嘱託」では正規の会議に参加できないではないか。私たちは、参画行政推進に関して意思決定の場に出れる女性を必要としている。

県側：嘱託のうち1人は農林関係の専門家で、生活改良普及室を定年退職した。1人は公募で選んだ。週に33時間勤務。(男ばかりなので)意思疎通のため懇談の機会を週1回持つっているが。

女性側：問題外だ。嘱託の身分は弱い。他県の状況を知りたい。

県側：全国47都道府県のうちトップが男性なのは20県、女性が27県。参画室全員が男性で構成されているのは本県のみ(H16年度資料から)。

女性側：このことをどうとらえるか。

県側：人事は適材適所で行くべきだ。男女分け隔てなく、性にとらわれずにやるのが男女共同参画の目的である。今回の要請は固定的な考えではではなかろうか。

女性側：県庁の人事で各部署の長は男性が多く占めている現在、その考え方は時期尚早だ。また、私たちの要請では参画室の男女の割合を問題にしている。(会議に参加できる身分を持ち、かつ計画を推進してきた)正職員1人を残す必要があったのではないか。

県側：出島会館を改装して長崎県女性センターを来春オープンする予定だ。皆さんの意見も欲しい。

女性側：(人事は性別ではなく適材適所と言うが)なぜ基本法や県の推進条例が出来たのかをきちんと踏まえて人事をして欲しい。特に男女共同参画推進の場に意思決定にあたる女性がいないとはどう考へても納得できない。10月の人事再配置を見守っている。要望として2つ。

① 県女性センター新設については女性団体の意見を取り入れること。

② 年に2回は女性団体との会合をもって欲しいこと。 (この2件は快諾) 以上です。

男女共同参画室に女性の正職員を配置するよう求める女性団体（右）＝県庁別館

県男女共同参画室

4月の人事異動で



同室の職員は昨年度まで男女二人ずつだったが、本年度は男性三人になった。このほか、女性の非常勤職員二人がいるが、同室によると四月一日現在で男女共同参画の部署に女性の正職員がいらないのは全国で本県だけという。

要請したのは、ばってん・うーまんの会、I女性会議ながさき、一瀬修治県民生活環境部長は「職員の意向や適性を踏まえ配置している。男女共同参画室が男性職員だけになつたのは偶然」とし「た上で『特定の部署に必ず女性を配置しなければならない』という考え方にはいかがかなと思う」と答え、職員再配置は困難との見方を示した。

県内の女性団体が十日、県に対し、四月の人事異動で女性職員がゼロとなつた男女共同参画室について、女性職員の補充を含めた職員再配置を求める要請書を提出した。

女性議員をふやそう・ながさきなど三十七団体。代表者七人が「男女共同参画の意思決定の場に女性がいなければ問題」などと指摘した。

正職員の女性ゼロ

5/11 長崎新聞

27団体が再配置要請

今回の要請で私たちが気を遣つたのは個人攻撃や個人擁護とすり替えられないようにすることだった。前任者とはいっさい連絡もとっていないし、又どこに移動されたのかも知らない。ただ残念だった。男性がどんなに参画計画推進に長け手腕を発揮しようと、それは女性でも出来る。行政の場でもまだ圧倒的に男性が主だった場を占めている。それが県側のいうように適材適所ならば女性には適材適所がないということになる。全女性のためにやっと陽が当たった条例推進を実効あるものにしていく場にも女性の適材はないというのだろうか。その考えを改めよう、偏見を打ち破ろう、そのために男性優位のポジションに今しばらくは女性を投入していくことうという措置が出来たのではないか。県はどんなに形を整えていても男女共同参画の中身は何も分かってはいない。基本法及び推進条例を男性の都合の良いように摩り替えてはならない。男女共同参画とは男性が今座っている椅子を女性に空け渡すという覚悟と痛みを伴うものなのだ。参画室まで男性で占めようとはあんまりな人事ではなかろうか。